2　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十五条第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3　刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。

4　［略］

［一・二　略］

三　法第八十五条第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5　［略］

（処遇要領策定前の矯正処遇）

第四十三条の二　法第八十四条第五項の規定により作業を行わせる場合は、できる限り、受刑者の作業に係る適性を明らかにするよう実施するものとする。

2　法第八十四条第五項の規定により法第百三条又は第百四条に規定する指導（以下この項において「各種指導」という。）を行う場合は、自己の犯罪の責任を自覚させ、各種指導を受けるのに必要な心構えを身に付けさせるよう実施するものとする。

（法第八十五条第三項に規定する法務省令で定める受刑者）

第四十三条の三　法第八十五条第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等）

第四十三条の四　刑事施設の長は、法第八十五条第三項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

［一・二　略］

三　申出人が法第八十五条第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　［略］

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第四十三条の五　法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　［略］

3　法第八十五条第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法第八十五条第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

2　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十四条の二第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。

3　刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。

4　［同上］

［一・二　同上］

三　法第八十四条の二第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5　［同上］

［条を加える。］

（法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者）

第四十三条の二　法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等）

第四十三条の三　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

［一・二　同上］

三　申出人が法第八十四条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　［同上］

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第四十三条の四　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　［同上］

3　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。